

つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例

	平成11年4月1日	改正	令和元年12月25日
	条例第12号		条例第5号
改正	平成11年12月27日		
	条例第22号		
改正	平成13年3月29日		
	条例第2号		
改正	平成14年12月27日		
	条例第2号		
改正	平成15年11月27日		
	条例第3号		
改正	平成17年3月28日		
	条例第10号		
改正	平成17年11月29日		
	条例第12号		
改正	平成18年3月24日		
	条例第2号		
改正	平成19年11月30日		
	条例第5号		
改正	平成21年11月24日		
	条例第1号		
改正	平成22年3月29日		
	条例第3号		
改正	平成22年11月25日		
	条例第7号		
改正	平成23年11月29日		
	条例第8号		
改正	平成26年12月1日		
	条例第4号		
改正	平成27年3月27日		
	条例第6号		
改正	平成28年3月28日		
	条例第4号		
改正	平成28年12月22日		
	条例第6号		
改正	平成29年12月22日		
	条例第5号		
改正	平成30年12月20日		
	条例第4号		
改正	令和元年7月16日		
	条例第1号		

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第24条第5項の規定に基づき、同法第3条に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関して必要な事項を定めるものとする。

(平成13条例2・平成28条例4・一部改正)

(派遣職員)

第2条 この条例において派遣職員とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において同法第252条の17の規定によりつがる西北五広域連合に他の地方公共団体（以下「派遣元」という。）から派遣される職員をいう。

(給与の基本原則)

第3条 職員の給与は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮し、及びその職員の人事評価その他の能力の実証に基づいたものでなければならない。

(平成13条例2・平成28条例4・一部改正)

(給料)

第4条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いたものとする。

(給料表)

第5条 給料表の種類は、別表第1のとおりとする。

2 給料表は、第15条から第15条の3までの規定により給与を受ける職員以外のすべての職員に適用する。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表（別表第2）に定めるとおりとする。この場合において、同表に掲げる基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(平成13条例2・平成14条例2・平成15条例3・平成26条例4・平成28条例4・一部改正)

(給料の支給方法)

第6条 職員の給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は月の1日から末日までとし、規則で定める日にその全額を支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数からつがる西北五広域連合の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成11年つがる西北五広域連合条例第9号）第2条の規定により準用される五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年五所川原市条例第34

号。以下「五所川原市職員勤務時間等条例」という。)第3条第1項、第4条又は第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(平成13条例2・平成17条例10・一部改正)

(給料月額等)

第7条 新たに派遣職員となった者の給料月額は、その者が派遣元の職員として在職した場合に受けるべき給料月額とする。

2 法第28条の6第1項又は第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者が任用されていたつがる西北五広域連合を組織する地方公共団体に再任用された場合に受けるべき給料月額とする。

3 派遣職員を昇給し又は昇格し若しくは降格させる場合、昇給期間を短縮する場合、復職させる場合等における給料月額の調整の基準については、その者が派遣元の職員として在職した場合に適用される基準を適用する。

(平成13条例2・一部改正)

(給与の減額)

第8条 職員が勤務しないときは、五所川原市勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、五所川原市職員勤務時間等条例第11条に規定する祝日法による休日(五所川原市職員勤務時間等条例第12条第1項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)及び五所川原市職員勤務時間等条例第11条に規定する年末年始の休日(五所川原市職員勤務時間等条例第12条第1項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(平成13条例2・平成17条例10・平成22年条例3・一部改正)

(時間外勤務手当)

第9条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。事項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の12

5から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(平成22年条例3・一部改正)

3 前2項の規定にかかわらず、五所川原市職員勤務時間等条例第5条の規定によりあらかじめ五所川原市職員勤務時間等条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の勤務時間(以下この項において「割り振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた派遣職員には、割り振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にし、及び五所川原市勤務時間条例第5号の規定により割り振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割り振り変更前の勤務時間を超えてした勤務(五所川原市勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間(前項に規定する規則で定める時間を除く。)が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に100分の150(正規の勤務時間外にした勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175、割り振り変更前の勤務時間を超えてした勤務の場合は100分の50)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(平成22年条例3・一部改正)

5 五所川原市勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150から第1項に規定する規則で定める割合を減じた割合(正規の勤務時間外にした勤務に係る当該時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175から同項に規定する規則で定める割合に100分の25を加算した割合を減じた割合、割り振り変更前の勤務時間を超えてした勤務に係る当該時間の場合は100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合)を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(平成22年条例3・一部改正)

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあり、及び、「同項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(平成13条例2・平成22年条例3・一部改正)

(休日勤務手当)

第10条 祝日法による休日等及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100

分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(平成13条例2・一部改正)

(端数計算)

第11条 第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前2条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条 第8条から第10条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及び寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(令和元条例5・一部改正)

(時間外勤務手当等の支給制限)

第13条 第9条及び第10条の規定は、管理職手当の支給を受けるべき職員には適用しない。

(平成13条例2・一部改正)

(管理職手当等の支給)

第14条 管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給については、別に定めがある場合を除くほか、その者が派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用する。

2 再任用職員にあつては、前項に掲げる手当のうち通勤手当、期末手当及び勤勉手当を支給するものとし、その者が任用されていたつがる西北五広域連合を組織する地方公共団体に再任用された場合に適用される規定を適用する。

(平成13条例2・一部改正)

(臨時的に任用された職員の給与)

第15条 臨時的に任用された職員(常時勤務を要する職に任用された職員に限る。)の給与の種類は、他の常勤の職員の例による。

2 前項の給与の額、支給方法等については、他の常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。

(会計年度任用職員の給与)

第15条の2 会計年度任用職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。次条第1項において同じ。)のうち同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

2 前項の報酬の額は、日額とする。ただし、任命権者が日額で定めることが適当でないとき認められた場合には、日額によらないことができる。

3 前項に規定するもののほか、第1項の給与の額、支給方法等については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。

第15条の3 会計年度任用職員のうち法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とする。

2 前項の給与の額、支給方法等については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。

(平成13条例2・一部改正)

(休職者の給与)

第16条 派遣職員が休職にされたときは、その者が派遣元の職員として休職にされた場合に受けるべき給与を支給する。

2 再任用職員が休職にされたときの給与の支給は、その者が任用されていたつがる西北五広域連合を組織する地方公共団体における再任用職員の休職者に適用される規定を適用する。

(平成13条例2・一部改正)

(給与の口座振替)

第17条 職員、臨時的に任用された職員及び会計年度任用職員の給与は、その者の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第18条 派遣職員の給与から控除できるものは、その者が派遣元の職員として在職した場合に給与から控除できるとされているものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 広域連合長は、特別の理由があると認められるときは、別表の給料表の級の最高号給を超える給料月額を支給することができる。

(平成14条例2・一部改正)

附 則 (平成11年条例第7号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のつがる西北五広域連合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。

(平成14条例2・一部改正)

(切替期間における異動者の号給等)

2 切替日からこの条例の施行の日(附則第5項において「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前のつがる西北五広域連合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、広域連合長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、広域連合長の定めるところによる。

(平成14条例2・一部改正)

(切替日前の異動者の号給等の調整)

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び連合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員等が受けていた号給等の基礎)

4 前2項の規程の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた

号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 5 施行日から平成12年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成13年条例第2号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第2号)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 平成15年1月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、附則別表によるほか派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用し、切り替えるものとする。
- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表(附則第2項関係)

最高号給を超える給料月額の切替表

8	級
旧号給等	新号給等

21号給 円	21号給 円
469,600	459,900
473,400	463,600
477,200	467,300
481,000	471,000
484,000	474,700

附 則（平成15年条例第3号）

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第10号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成17年条例第12号）

- この条例は、平成17年12月1日から施行する。
- 平成17年12月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用し、切り替えるものとする。
- 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。
- 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成18年条例第2号）

（施行期日）

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（職務の級の切替え）
- 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
（号給の切替え）
- 切替日の前日においてつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（広域連合長の定める職員にあっては、広域連合長の定める期間。以下「経過期

間」という。) に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職務の級における最高号給を超える給料月額の切替え)

4 切替日の前日において職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給は、その者が派遣元の職員として在職した場合に適用される規定を適用し、切り替えるものとする。

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年条例第1号)の施行の日において、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員で、その職務の級及び号給がそれぞれ同表の職務の級欄及び号給欄に掲げる職員以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から当該差額の2分の1の額(その額が1万円を超える場合にあっては、1万円)を減じた額を給料として支給する。

(平成21条例1・平成22条例7・平成23条例8・平成27条例1・一部改正)

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

10 前3項の規定による給料の額がつがる西北五広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年3月つがる西北五広域連合条例第1号)附則第3項から第5項までの規定による給料の額に満たない場合には、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料は、支給しない。

(平成27条例1・一部改正)

(規則への委任)

- 1 1 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成27年条例1・一部改正)

(つがる西北五広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正)

- 1 2 つがる西北五広域連合職員等の旅費に関する条例(平成11年つがる西北五広域連合条例第13号)の一部を次のように改正する。

第11条中「37円」を「20円」に改める。

別表中「5級」を「3級」に、「4級」を「2級」に、「1,900円」を「2,000円」に、

「備考 宿泊料の欄中甲地方とは県外の地域をいい、乙地方とは県内の地域をいう。」を

「備考

1 甲地方とは県外の地域をいい、乙地方とは県内の地域をいう。

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。」

に改める。

(平成27年条例1・一部改正)

- 1 3 前項の規定による改正後のつがる西北五広域連合職員等の旅費に関する条例の規定は、切替日以後に出発する旅行から適用し、切替日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(平成27年条例1・一部改正)

附 則 (平成19年条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年12月1日から施行し、改正後のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 2 平成19年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、広域連合長の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、広域連合長の定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づ

いて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則(平成21年条例第1号)

この条例は平成21年12月1日から施行する。

附則(平成22年条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成22年条例第7号)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

附則(平成23年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後のつがる西北五広域連合職員の給与に関する条例第14条第1項及び第2項、第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(つがる西北五広域連合職員の給与に関する条例第15条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この号及び次号において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して連合長が定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち連合長が定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.4を乗じて得た額に、8(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他連合長が定める期間がある職員にあっては、8から当該期間を考慮して連合長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して

連合長が定めるものを除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に
100分の0.4を乗じて得た額

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成26年条例第4号)

この条例は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 6 前3項の規定による給料の額がつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年つがる西北五広域連合条例第2号)附則第7項から第9項までの規定による給料の額を超えない場合には、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料は、支給しない。

(規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 第5条第1項及び別表第1の改正規定による改正後のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第5条第1項及び別表第1の改正規定による改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年つがる西北五広域連合条例第2号。以下「平成18年改正条例」という。))附則第7項から第9項まで又はつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年つがる西北五広域連合条例第6号。以下「平成27年改正条例」という。))附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の条例の規定による給与(平成18年改正条例附則第7項から第9項まで又は平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成28年条例第6号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年つがる西北五広域連合条例第6号。以下「平成27年改正条例」という。))附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成29年条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年つがる西北五広域連合条例第6号。以下「平成27年改正条例」という。))附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成30年条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(平成30年4月1日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成30年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年つがる西北五広域連合条例第6号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(給与差額の支給日)

- 4 改正後の条例による給与と前項に規定する給与の内払額との給与差額の支給日は、平成31年1月28日とする。

(規則への委任)

- 5 第2項及び第3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（令和元年条例第1号）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第5号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、第12条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(平成31年4月1日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成31年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び広域連合長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、広域連合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のつがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(給与差額の支給日)

- 4 改正後の条例による給与と前項に規定する給与の内払との給与差額の支給日は、令和2年1月28日とする。

(規則への委任)

5 第2項及び第3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第5条関係) (平成13条例2・平成14条例2・平成15条例3・平成17条例12・平成18条例2・平成19条例5・平成21条例1・平成22条例7・平成23条例8・平成26条例4・平成27条例6・平成28条例4・平成28条例6・平成29年条例5・平成30年条例4・令和元条例5・一部改正)

職員の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300

25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000

再任用 職員以 外の職 員	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			

93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600	381,500	
95		295,200	343,100	381,900	
96		295,600	343,500	382,300	
97		295,800	343,700	382,600	
98		296,100	344,100	383,100	
99		296,500	344,500	383,500	
100		296,900	344,800	383,900	
101		297,100	345,100	384,200	
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		
109		299,500	348,500		
110		299,900	348,900		
111		300,300	349,200		
112		300,600	349,500		
113		300,800	350,000		
114		301,000			
115		301,300			
116		301,700			
117		301,900			
118		302,100			
119		302,400			
120		302,700			
121		303,100			
122		303,300			
123		303,600			
124		303,900			
125	146,100	304,200			

再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
-----------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第2（第5条関係）（平成28条例4・一部改正）

行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	1 係長の職務 2 主査の職務
4級	主幹の職務
5級	1 課長の職務 2 副参事の職務
6級	参事の職務
7級	1 事務局長の職務 2 理事の職務